

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年十月一日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 十四街区一画地地先から十四街区十一画地地先 まで、十七街区一画地地先から十七街区二画地 地先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 十四街区一画地地先から十七街区一画地地先ま で</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二十三・〇〇</p> <p>十二・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>八・〇〇</p> <p>二・九〇</p>